

## 2 不祥事の発生状況

文部科学省「公立学校の教育職員に係る懲戒処分等の状況調査」結果により、過去5年間における全国と本県の懲戒処分件数及び指導措置件数（※）を比較するとともに、本県における月別、年齢別の発生状況を分析する。なお、以後の表記で「懲戒処分等」とある部分は、懲戒処分と指導措置を含めたものである。

（※ 集計上、監督責任は除く。）

### （1）年度別懲戒処分等件数

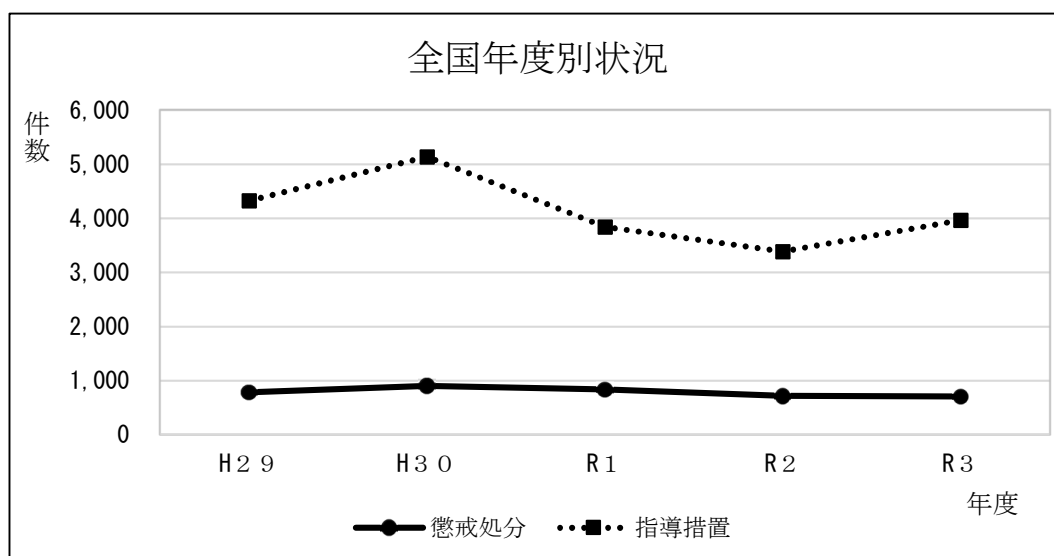
#### ① 全国年度別状況

##### ア 懲戒処分

・最も多いのは平成30年度898人、最も少ないのは令和3年度の702人である。

##### イ 指導措置

・最も多いのは平成30年度の5147人、最も少ないのは令和2年度の3390人である。



※ グラフの件数は懲戒処分等を受けた公立学校職員の人数である。

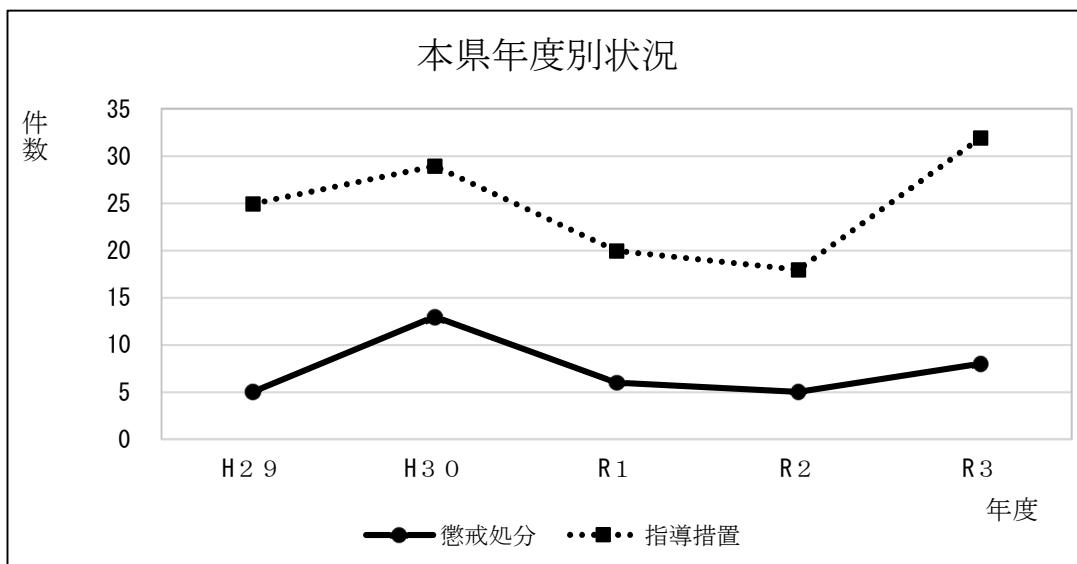
#### ② 本県年度別状況

##### ア 懲戒処分

・最も多いのは平成30年度の13人、最も少ないのは平成29年度及び令和2年度の5人である。

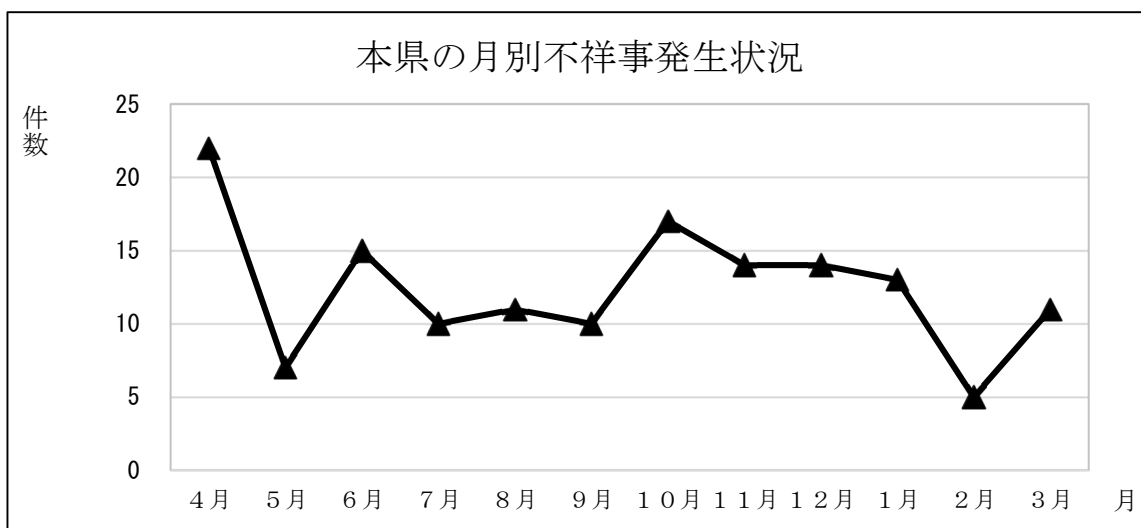
##### イ 指導措置

・最も多いのは、令和3年度の32人、最も少ないのは令和2年度の18人である。



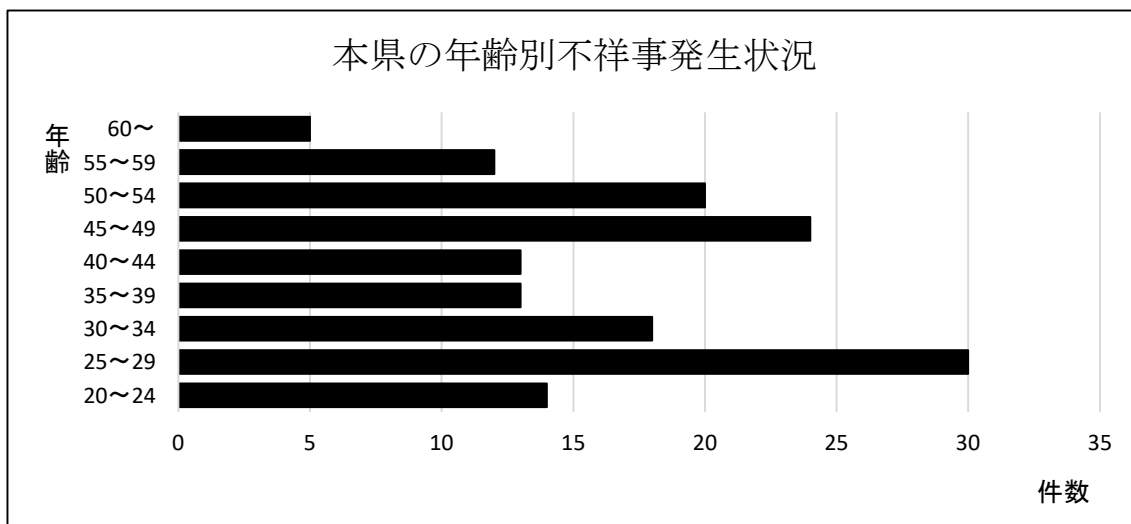
#### ウ 本県の月別不祥事発生状況

- ・ 4月が22件と最も多く、次いで10月の17件である。



#### エ 本県の年齢別不祥事発生状況

- ・ 25～29歳の発生件数が30件と最も多く、次いで45～49歳の24件である。若手やミドルリーダーとして活躍する年齢層の教職員による事故件数が多いことが特徴的である。

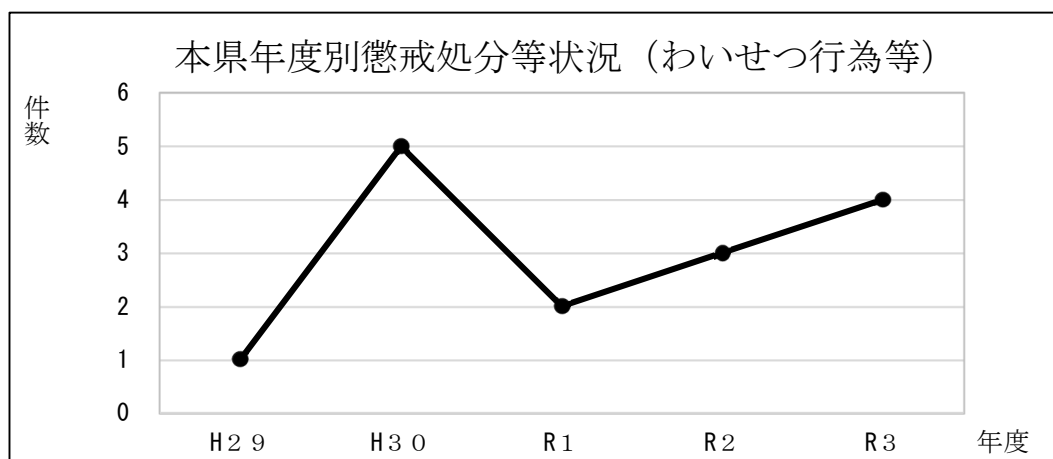
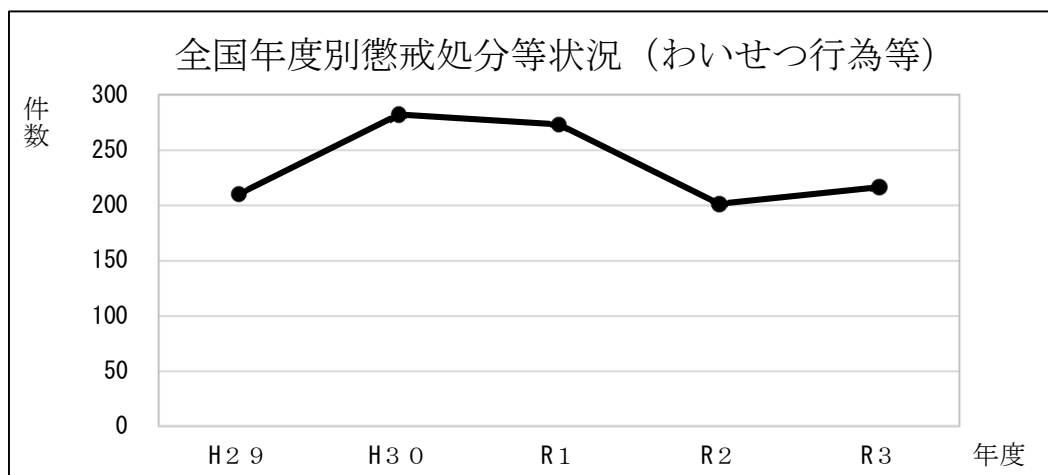


## (2) 不祥事の種別ごとの発生状況

### ① わいせつ行為等の発生状況

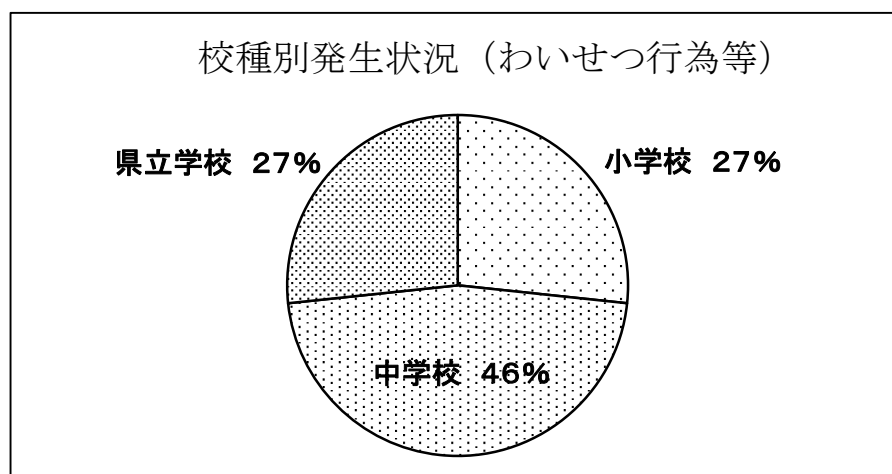
#### ア 年度別懲戒処分等状況

- ・全国においては、平成30年度及び令和元年度に、250件を超えた。
- ・本県においては、平成30年度に5件と最も多かった。年度によるばらつきはあるものの年間数件の発生があり、撲滅に至っていない。



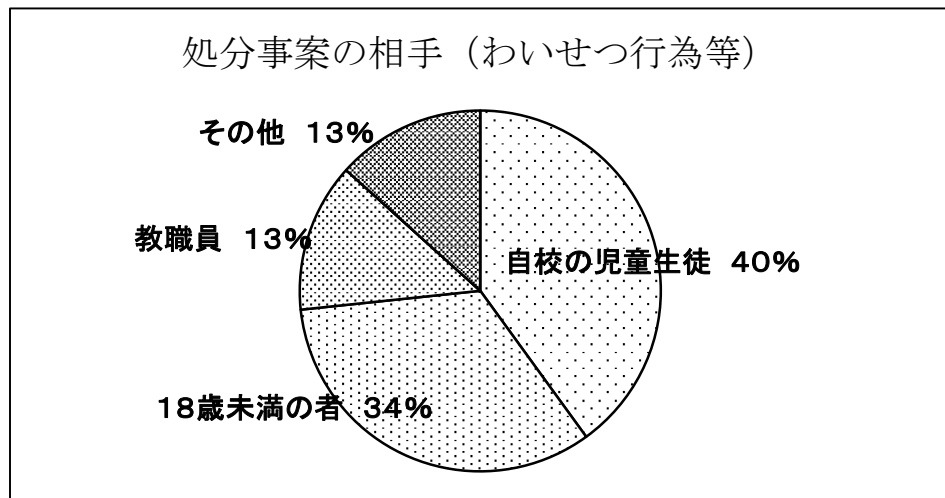
#### イ 本県で発生したわいせつ行為等に係る被処分者の校種別状況

- ・中学校に勤務する者の発生割合が46%と多く、小中学校で全体の73%を占めている。



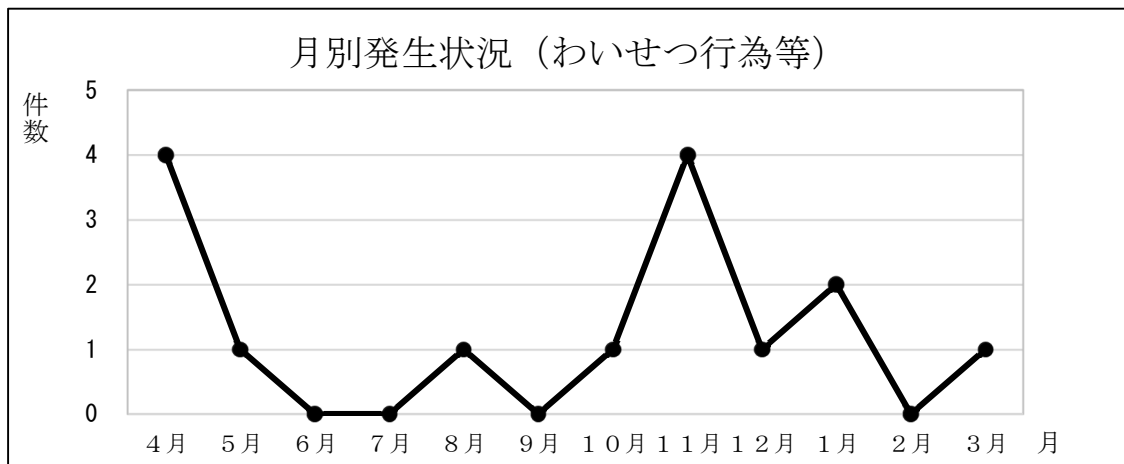
ウ 本県で発生したわいせつ行為等に係る被害者

- ・ 自校の児童生徒が被害者である場合が40%、自校以外の18歳未満の者が被害者である場合が34%と、合わせて7割以上を占めている。
- ・ 「その他」の内容は、わいせつ図画頒布等で被害者が特定できないものである。



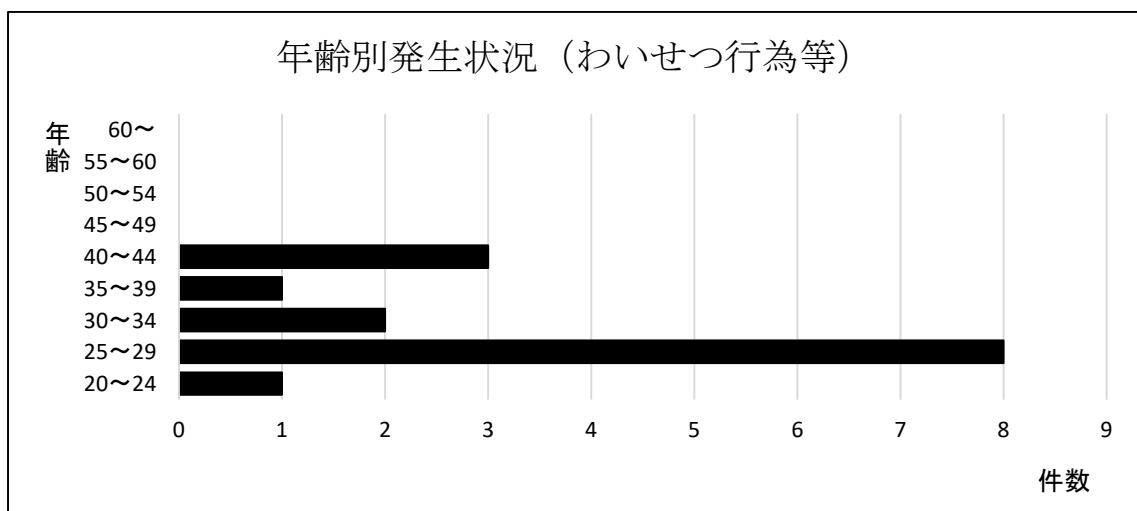
エ 本県で発生したわいせつ行為等に係る月別状況

- ・ 4月及び11月の発生件数が4件と最も多い。



オ 本県で発生したわいせつ行為等に係る被処分者の年齢別状況

- ・ 25～29歳の発生件数が8件と最も多く、20歳代で9件発生している。



## カ 本県で発生したわいせつ行為等に関する分析

- 児童生徒に対する教育的な指導の一環と思わせるような、スキンシップ等の行為の中で、自己の行為を正当化しながら徐々にエスカレートしてわいせつ行為に及ぶ例が見られる。
- 児童生徒から相談を受けたことがきっかけとなって、児童生徒の言動を自分に都合よく解釈し、電話やメール等で私的なやりとりを行ってしまう。その後、個人的な関係をもち、わいせつ行為にまで至ってしまう例が見られる。
- 児童生徒は、わいせつ行為に対する恐怖心から抵抗できなかつたり、周囲に相談できなかつたりするため、時間が経ってから発覚する例が見られる。
- SNS等を介して軽い気持ちで未成年とやりとりをする中で、わいせつ行為にまで至ってしまう例が見られる。
- 事故の当事者である教職員は、普段の勤務態度に問題がないことが多く、これといった予兆がないことが多い。
- 法に触れることは分かっていたが、深刻に考えず、自分の欲に流されてしまった例が多く見られる。
- 事故の当事者である教職員には、職務上のストレスを抱えていた例も見られる。

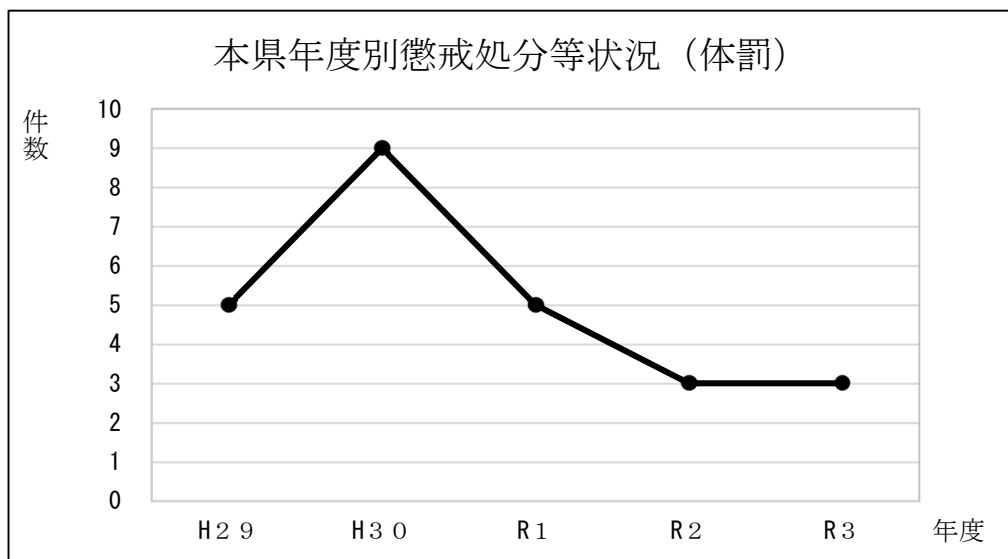
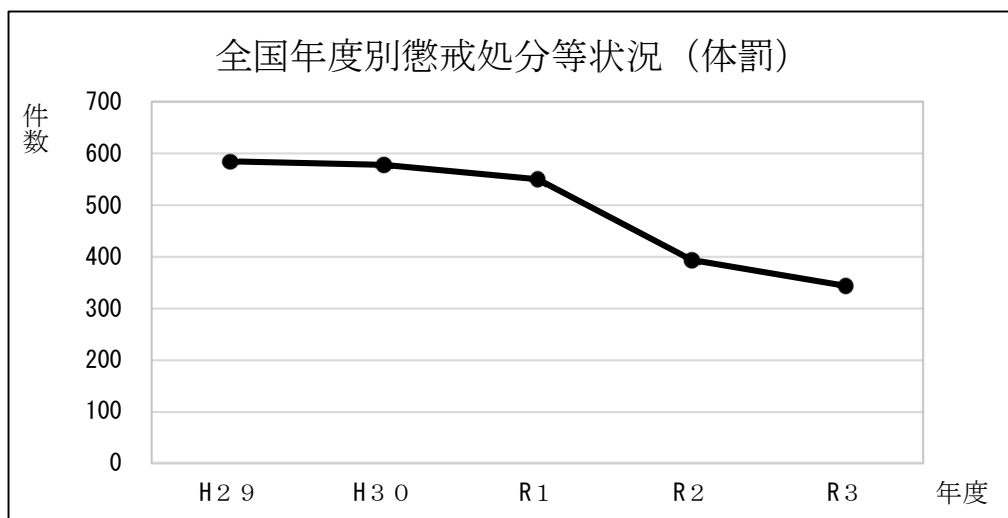
## キ 発生状況を踏まえたわいせつ行為等防止のための取組について

- 日頃の身近な言動を再確認する。
  - ・携帯電話やSNS等で児童生徒と個人的なやりとりをしないことを徹底する。
- 児童生徒への指導体制について再確認する。
  - ・児童生徒への指導は、組織として対応することを常に心掛ける。
  - ・児童生徒への指導の際に、児童生徒と密室で二人きりにならないことや、不必要に相手の体に触れないということを徹底する。
  - ・宿泊を伴う引率における児童生徒への見回り等においても、自らの行為が誤解や批判を受けることのないよう、厳しく律した言動に努める。
- 悩んでいる児童生徒を確実に把握するための方法等を確立する。
  - ・児童生徒への相談窓口を設けるなど、相談しやすい体制を整える。
  - ・児童生徒、保護者からの情報に耳を傾けるように心掛ける。

## ② 体罰の発生状況

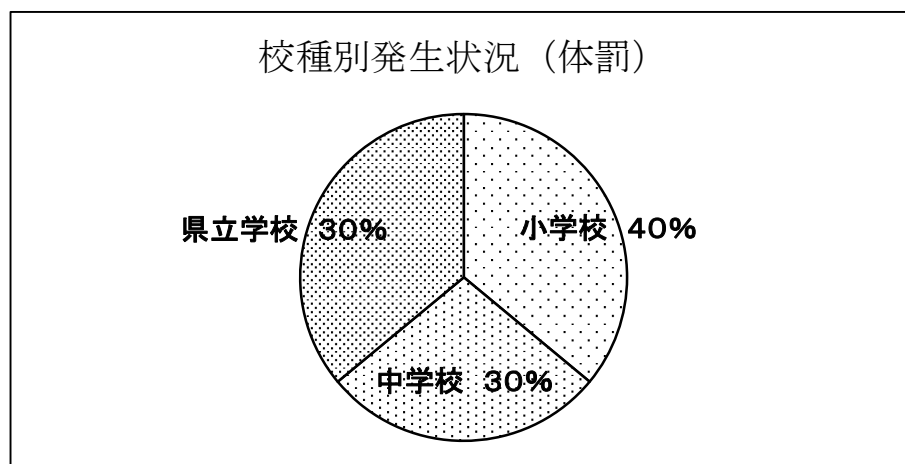
### ア 年度別懲戒処分等状況

- ・全国の懲戒処分等件数は、令和元年度から徐々に減少している。
- ・本県では、平成30年度が9件で最も多かったが、その後は減少している。



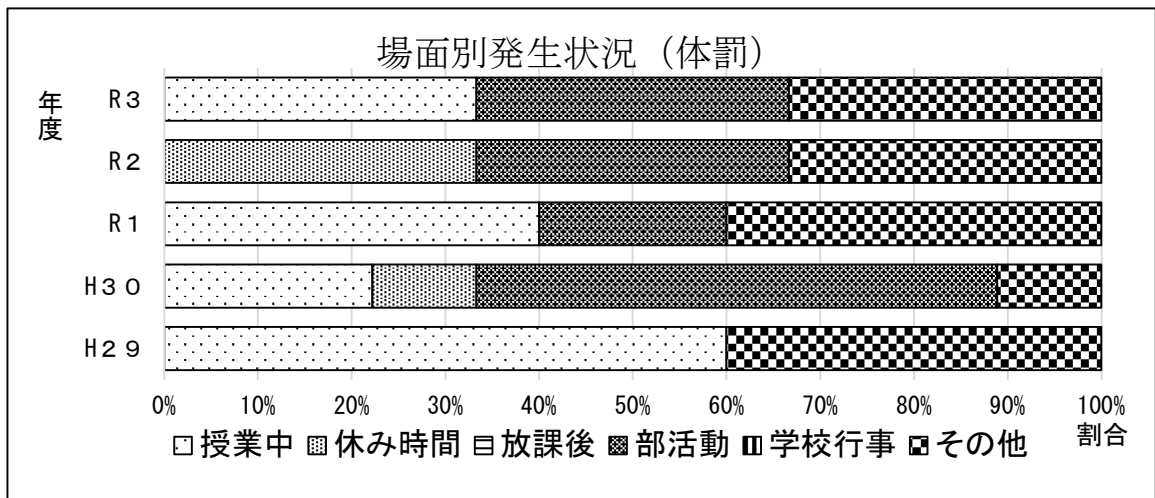
### イ 本県で発生した体罰に係る被処分者の校種別状況

- ・小学校での発生割合が高く、中学校と合わせると7割を占める。



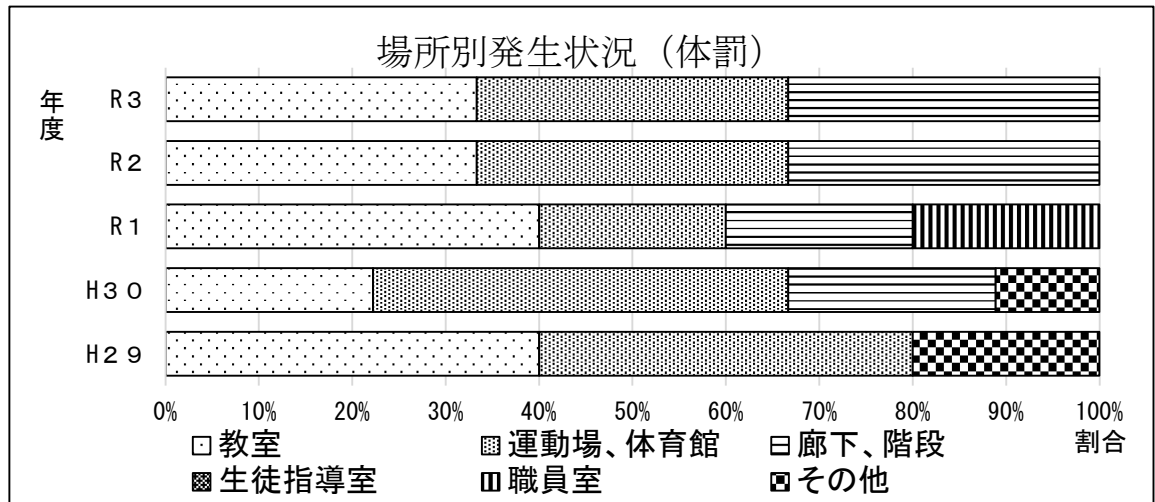
ウ 本県で発生した体罰に係る場面別状況

- ・全体的に、授業中及び部活動中において高い割合で発生している。



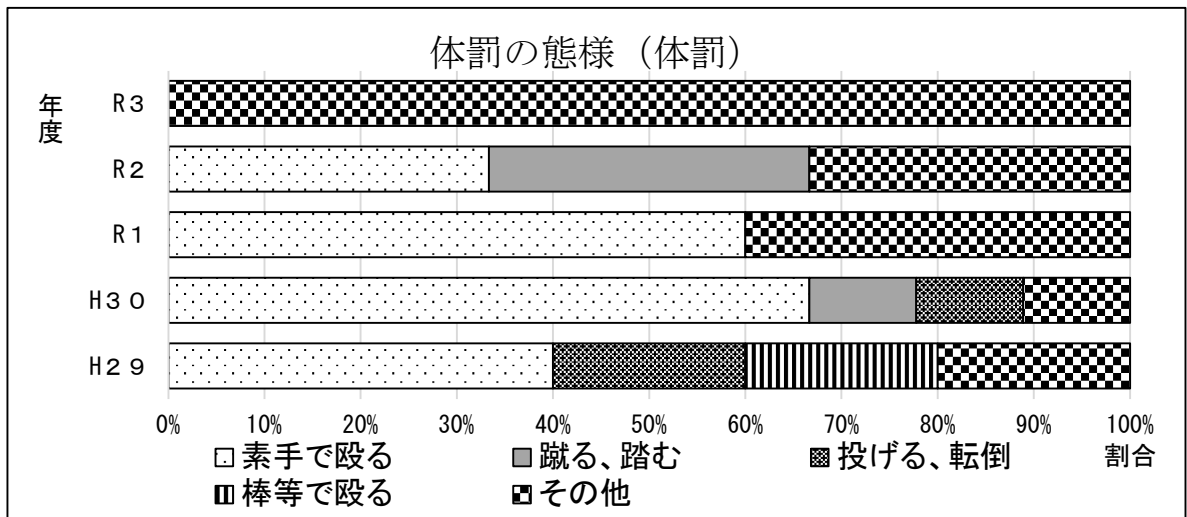
エ 本県で発生した体罰に係る場所別状況

- ・全体的に教室、運動場、体育館において高い割合で発生している。



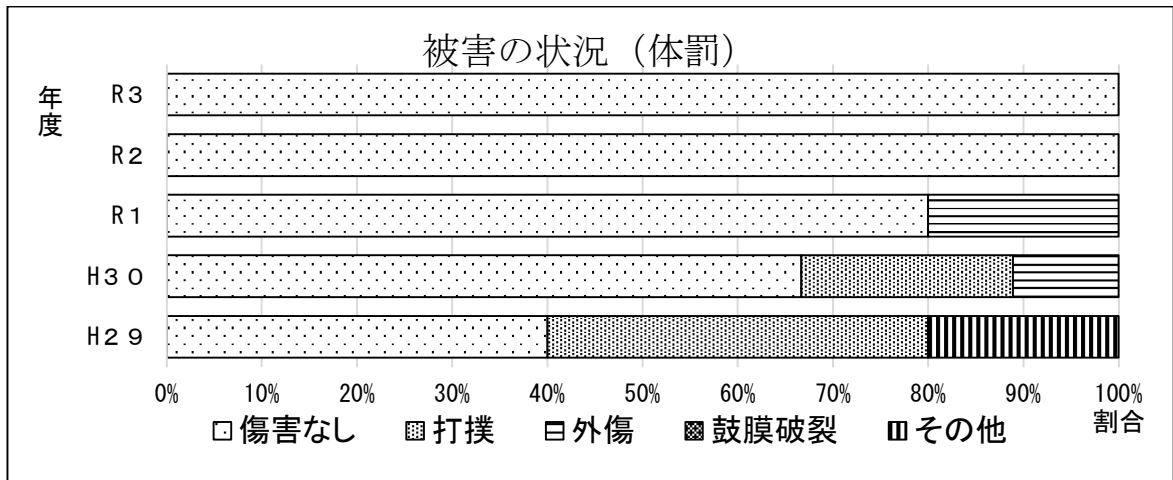
オ 本県で発生した体罰の態様

- ・「素手で殴る」体罰の態様の割合が高い。その他は、壁に体を押しつける、体の部位を引っ張る等の事案である。



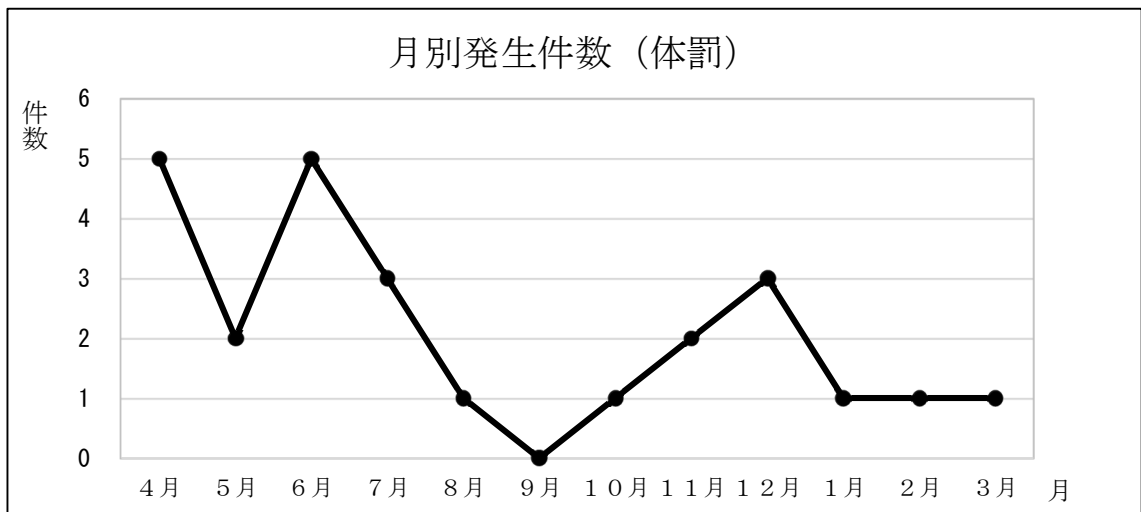
カ 本県で発生した体罰に係る被害状況

- ・体罰によって傷害を負った児童生徒の割合は少なくなってきている。



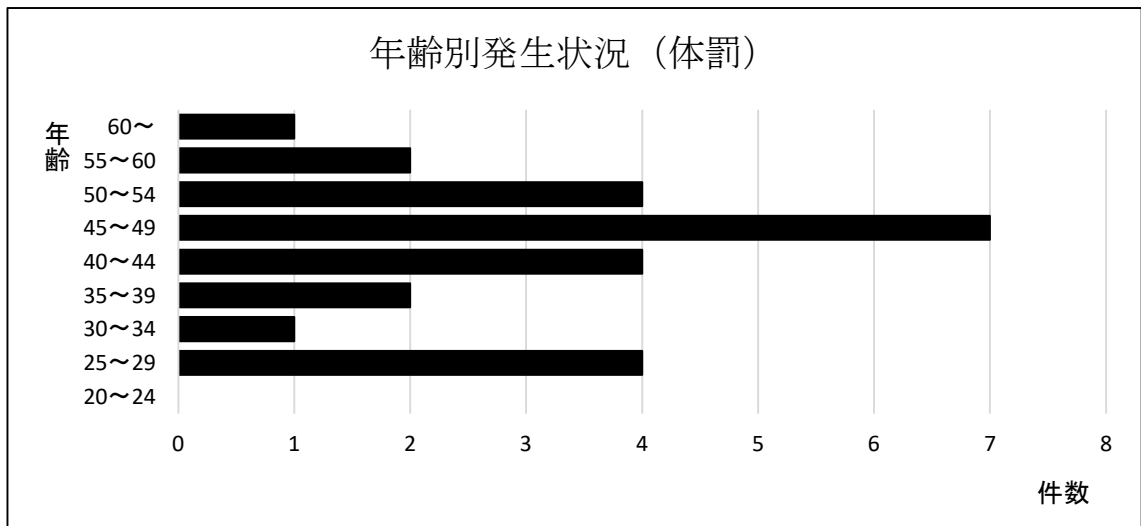
キ 本県で発生した体罰に係る月別状況

- ・4月及び6月の発生件数が5件と最も多い。新学期が始まって学校生活が本格的に動き出す時期や、部活動の大会等がある時期に体罰が発生しやすい傾向にある。



ク 本県で発生した体罰に係る被処分者の年齢別状況

- ・45～49歳での発生件数が7件と最も多い。40歳代から50歳代に多いことが特徴的である。





## ケ 本県で発生した体罰に関する分析

- 新しい学年・学級を担任した6月頃、乱れた雰囲気のある学年・学級にたくないという思いから、些細なことに対しても感情的になり体罰を行ってしまった例が見られる。
- 学校行事において約束を守らなかったり、学年・学級の和を乱したりする児童生徒に対して、指導が伝わらないことへの苛立ちから、感情的になり体罰を行ってしまった例が見られる。
- 体罰を行ってしまう教職員の中には、繰り返し行ってしまう者もいる。一方で、普段から力に頼る指導をしていたわけではなく、一時の感情の高まりを抑えきれずに行ってしまう者もいる。
- 部活動においては、勝利至上主義に陥り、児童生徒を過度に指導している状況の中で感情的になり、体罰を行ってしまう者が見られる。
- 事故の当事者である教職員の中には、傲りや慢心から、児童生徒の人権を無視した言動をも正当化してしまう者が見られる。
- 学校における中核的な存在として校務分掌の主任等を任せ、その責任を果たそうとするあまり、児童生徒の不適切な言動に対して、一時の感情で体罰を行ってしまった例が見られる。

## コ 発生状況を踏まえた体罰等防止のための取組について

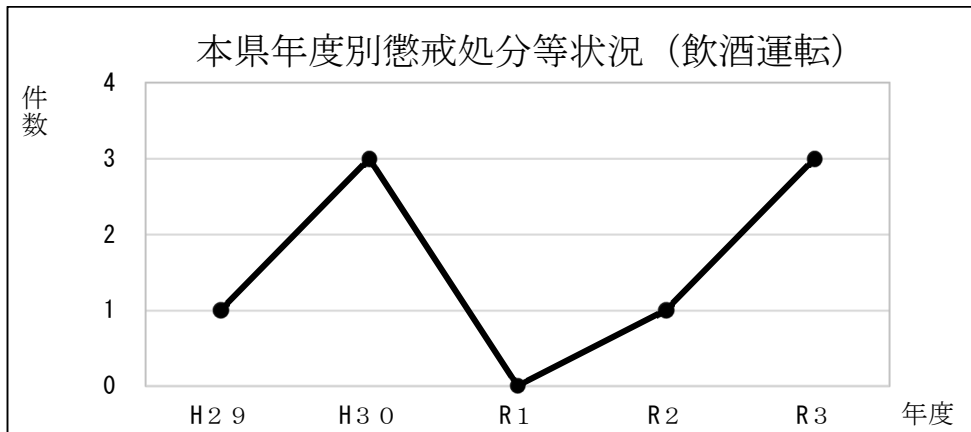
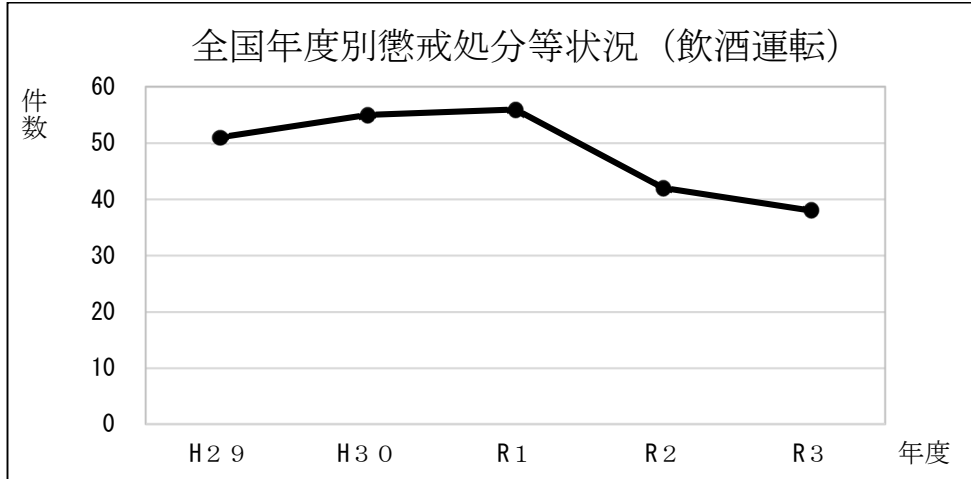
- 体罰は、学校教育法第11条に違反する行為であり、児童生徒の人権を著しく侵害する行為（児童の権利条約等）であることを再認識する。
- 児童生徒理解に努め、発達の段階に応じた、力に頼らない対応ができるよう指導力を高める。
- 体罰や暴言を愛のムチ、指導の一環との誤った考えをもっていたり、保護者から「殴ってもいいから厳しく指導してほしい」などの体罰を容認するような発言に惑わされたりする教職員がいることも考えられるため、正しい認識を持つよう、教職員間での共通理解を図る。
- 教職員一人一人が、体罰や暴言を許さない学校風土の醸成に心掛ける。
- 管理職は、感情的になりやすい兆候が見られる教職員には、機会を捉えて個別に声をかけるなど、未然防止に向けた積極的な働きかけを行う。
- 課題のある児童生徒への指導を一部の教職員に任せるのではなく、教職員間で情報を共有し、管理職の指導のもとチームで対応ができる組織作りをする。
- 部活動本来の目的等の再確認をしたり、指導状況を報告したりする場を設ける。
- 普段からアンテナを高くして、児童生徒、保護者からの情報に耳を傾ける。

### ③ 交通事故の発生状況

#### ア 飲酒運転

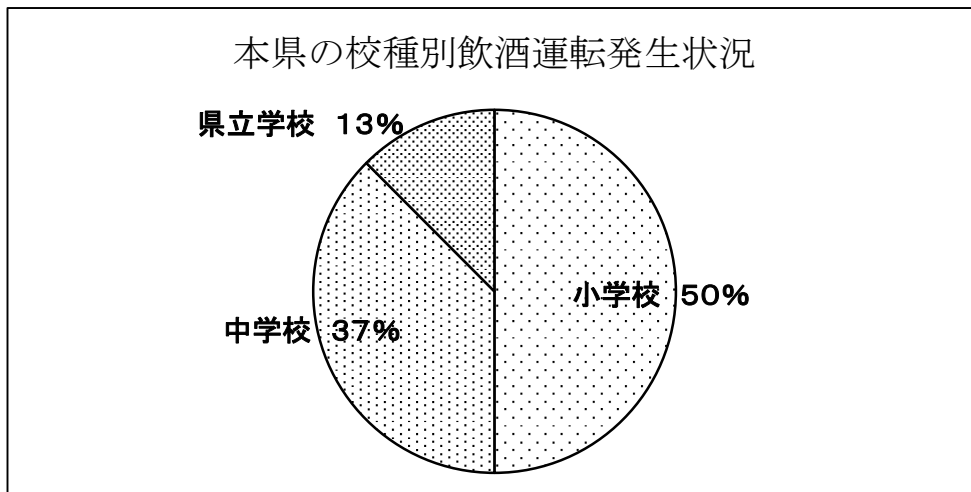
##### (ア) 年度別懲戒処分等状況

- ・飲酒運転に関する全国の年度別発生状況は、平成29年度から令和元年度までは増加したが、令和2年度は減少している。
- ・本県においても、飲酒運転の撲滅には至っていない。



##### (イ) 本県で発生した飲酒運転に係る被処分者の校種別状況

- ・小学校及び中学校に勤務する者による発生が8割以上を占めている。



(ウ) 本県で発生した飲酒運転に係る月別状況

- ・ 7月に3件、10月及び1月に2件、6月に1件発生している。

(エ) 本県で発生した飲酒運転に係る被処分者の年齢別状況

- ・ 20歳代が4件と、最も多く発生している。40歳代、50歳代も発生している。

(オ) 本県で発生した飲酒運転に関する分析

- 代行車を呼んでも到着までに時間がかかるため、自家用車内で2～3時間休憩をし、その後、酔いが覚めたと安易な判断で運転してしまった例が見られる。
- 1次会では飲酒していなかったが、その後の2次会で飲酒した後に運転してしまった例が見られる。
- 自宅から数百mのところまで代行車を降り、その後運転したことにより検挙された例が見られる。
- 仕事上の問題や家庭でのストレスから飲酒し、運転してしまった例が見られる。
- 事故の当事者である教職員は、普段の勤務態度に問題がないことが多い。

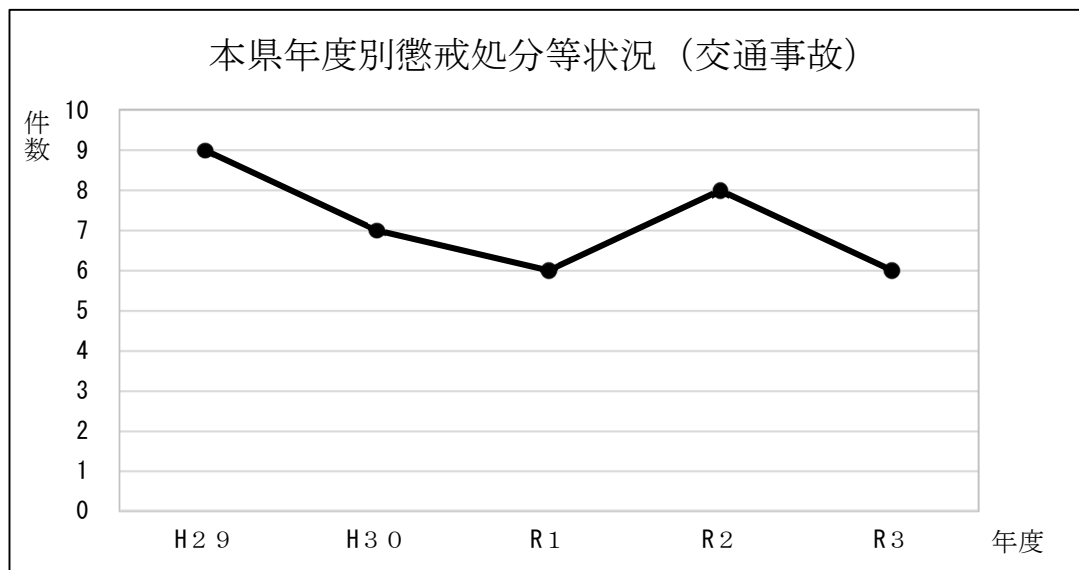
(カ) 発生状況を踏まえた飲酒運転防止のための取組について

- 各職場等での宴席の前に帰路の手段等を話し合っておくとともに、宴席後においてもお互いに確認し合うようにする。
- 自宅の車庫入れなど、わずかな距離であっても、酒を飲んだ後はハンドルを握らないことを普段から確認しておく。
- 勤務中にアルコールのにおいがするなどの予兆が見られた場合には、管理職は当該教職員と面談の機会を持つなど、本人の状況を確認した上で適切な指導を行う。

イ 交通事故（人身加害）

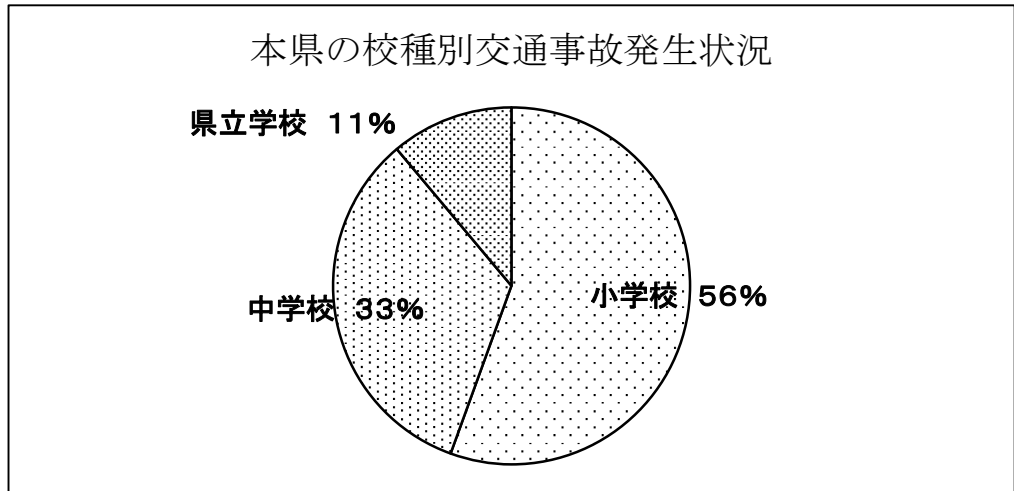
(ア) 年度別懲戒処分等状況

- ・ 平成29年に9件と最も多く発生したが、毎年度6件以上発生している。



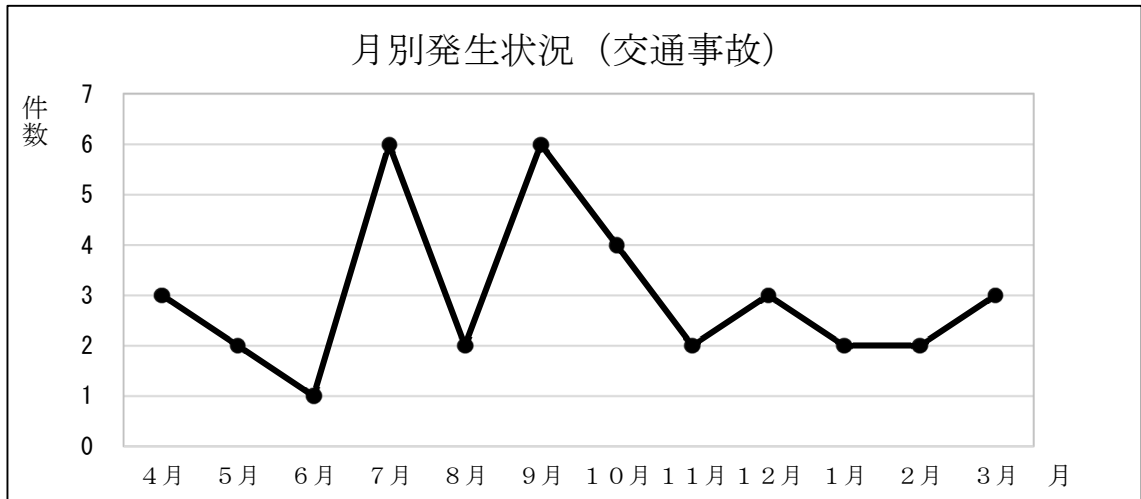
(イ) 本県で発生した交通事故（人身加害）に係る被処分者の校種別状況

- ・ 小学校及び中学校に勤務する者の割合が高いが、全ての校種で発生している。



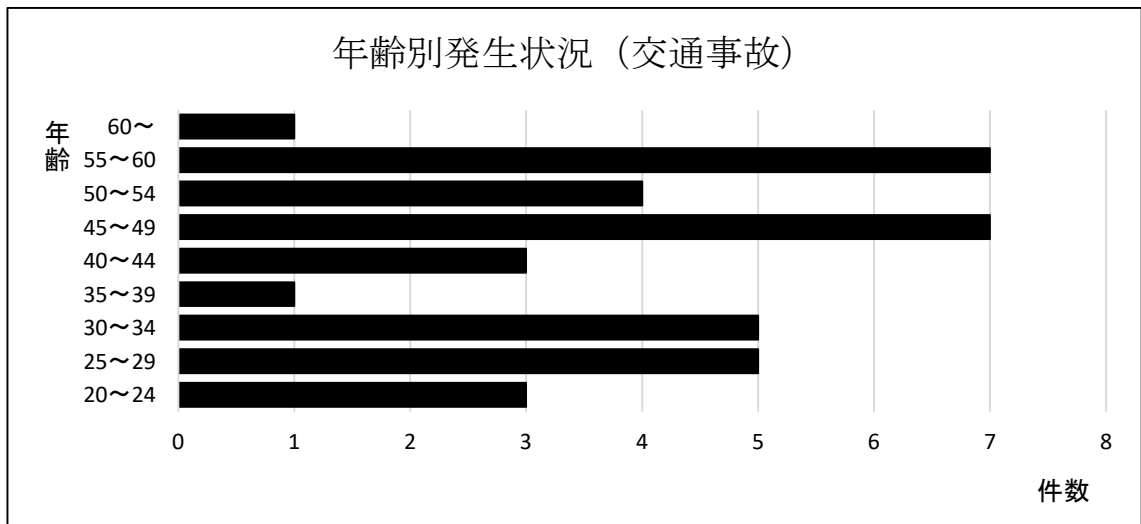
(ウ) 本県で発生した交通事故（人身加害）に係る月別状況

- ・ 7月、9月の発生件数が6件と最も多いが、どの月においても発生している。



(エ) 本県で発生した交通事故（人身加害）に係る被処分者の年齢別状況

- ・ 45歳から49歳、55歳から60歳が7件と多く発生しているが、特定の年代に限らず発生している。



### (オ) 本県で発生した交通事故に関する分析

- 帰宅途中の交通事故の事例が多く見られる。
- 出張で移動中の交通事故の事例も見られる。
- 助手席の荷物等に気を取られて、ブレーキを踏むのが遅れたという衝突事故が見られる。
- 事故前に軽微な交通違反を犯している例が見られる。
- 被害者との示談にかなりの期間を要する例が見られる。

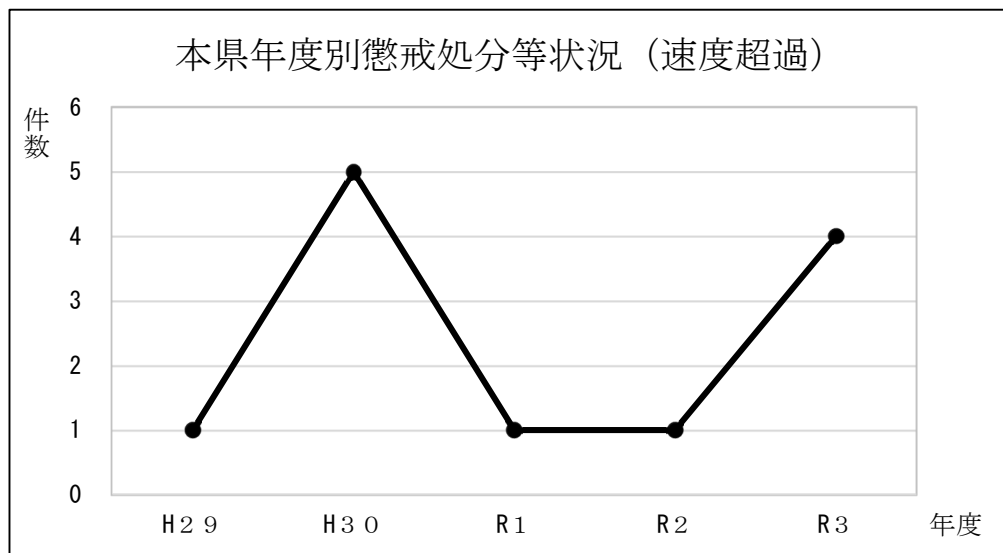
### (カ) 発生状況を踏まえた交通事故防止のための取組について

- 勤務終了後の事故が多いことから、退勤時にお互いに声かけを行うなどの働きかけが有効であると考えられる。
- 自分は大丈夫という安易な考えに陥らないよう、管理職は安全運転について継続的に指導を行う。
- 助手席付近に携帯電話や書類等を置かないように心掛ける。
- 管理職は軽微な交通違反についても報告を求めるとともに、軽視することなく適切に指導を行う。
- 万一事故が発生した場合、管理職は事故処理の進捗状況について、当該職員への確認を随時行うとともに、誠意をもって対応するよう指導を心掛ける。

## ウ 速度超過

### (ア) 年度別懲戒処分等状況

- ・平成30年度が5件と最も多いが、毎年度発生している。



### (イ) 本県で発生した速度超過に係る被処分者の校種別状況

- ・全て、小学校及び中学校に勤務する者により発生している。

### (ウ) 本県で発生した速度超過に係る月別状況

- ・4月から6月にかけて5件、10月から12月にかけて6件と、多発している。

**(エ) 本県で発生した速度超過に係る被処分者の年齢別状況**

- ・20歳代の発生件数が8件と最も多い。

**(オ) 本県で発生した速度超過に関する分析**

- 部活動の大会や練習試合に向かう途中で、速度超過を犯す例が見られる。
- 複数車線の比較的大きな道路で、速度超過を犯す例が多く見られる。
- 行政処分の対象となる大幅な速度超過の事例も見られる。
- 事故の当事者である教職員は、勤務状況に問題がないことが多い。
- 初任者による速度超過も散見される。

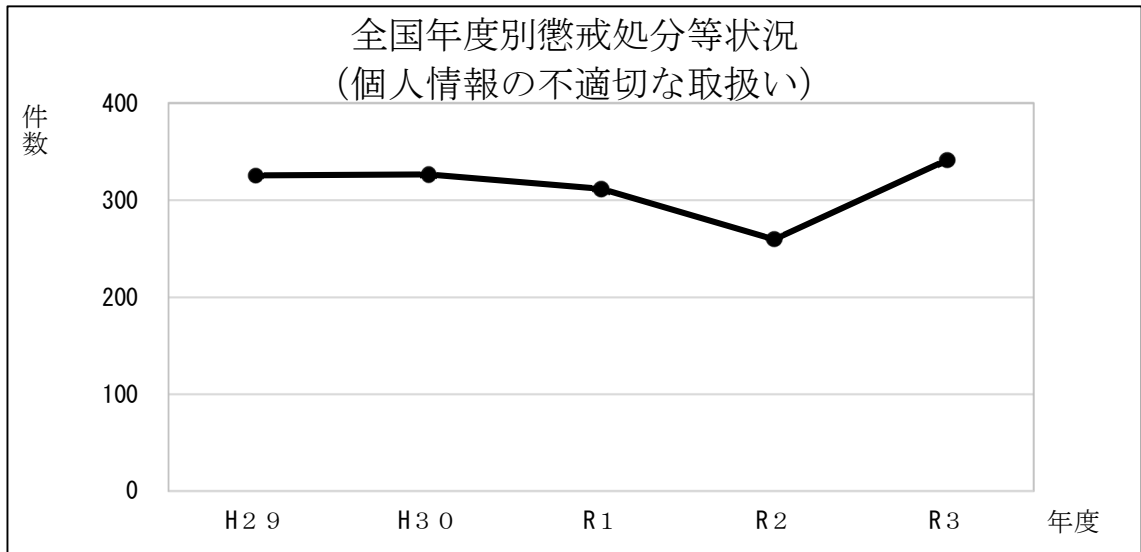
**(カ) 発生状況を踏まえた速度超過防止のための取組について**

- 約束の時刻に遅れそうなどときには、事前に連絡して交通法規を犯すような状況を作らないよう、研修等で確認する。
- 自分は大丈夫という安易な考えに陥らないよう、管理職は安全運転についての指導を十分に行う。
- 初任者への指導においては、指導力の向上のみに囚われることなく、社会人としての常識や責任についても学校をあげて十分な指導が行われるようにする。

#### ④ 個人情報の不適切な取扱いに係る事故の発生状況

##### ア 年度別懲戒処分等状況

- ・全国の懲戒処分等件数は、令和3年度が342件と最も多い。
- ・本県では、平成30年度及び令和3年度に2件、令和元年度に1件発生している。



##### イ 本県で発生した個人情報の不適切な取扱いに係る事故の校種別状況

- ・全て、小学校及び中学校に勤務する者により発生している。

##### ウ 本県で発生した個人情報の不適切な取扱いに係る事故の月別状況

- ・成績処理等を行う学期末に発生する傾向がある。

##### エ 本県で発生した個人情報の不適切な取扱いに係る被処分者の年齢別状況

- ・20歳代から60歳代まで、年齢の偏りなく発生している。

##### オ 本県で発生した個人情報の不適切な取扱いに関する分析

- 学校で仕事が終わらずに、家で仕事をするために持ち出して紛失する事例が多い。
- 個人所有のUSBメモリ等に、児童生徒の成績等の個人情報を無断で記録し持ち出すなど、校内規程に違反している事例が多い。
- USBメモリをペンケースに入れたまま持ち運び、ペンケースごと紛失する事例があった。持ち運ぶ機会が多いほど紛失するリスクが高い。

##### カ 発生状況を踏まえた個人情報の不適切な取扱い防止のための取組について

- 個人情報を持ち出して、校外で仕事をしなければならない状況を生み出さないように、業務の精選・改善に努める。
- やむを得ず、個人情報を持ち帰り自宅で仕事をする際には、校内規程を遵守し、学校管理のUSBメモリ等の使用を徹底し、必ず管理職に報告をする。管理職は、職員の個人情報の持出状況や業務の進捗状況を把握する。
- 必要のない個人情報は、確実に破棄する。
- 児童生徒の進路に関わる個人情報も、取扱いには十分留意する。